

カードキャッシング手数料率のご案内

日頃は弊社カードをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、カードキャッシング手数料率を2007年12月19日以降の新規ご利用分から、以下のとおりとさせていただきますので、ご案内申し上げます。また、当該手数料率の実施に伴い、現在お持ちのカード会員規約の該当記載内容もつぎのとおりといたしますので、併せてご案内申し上げます。

1. 手数料率内容

(1) キヤッシング1回払手数料率

〈新料率〉実質年率 18.00%

(2) キヤッシングリボルビング払手数料率

〈新料率〉実質年率 18.00%

2. 上記の手数料率適用開始日

(1) 新規ご利用分(1回払・リボルビング払)

2007年12月19日以降の新規ご利用分より、上記の手数料率が適用されます。

(2) ご利用残高(1回払・リボルビング払)

2007年12月18日以前のご利用残高につきましては、手数料率の変更はございません。

(現行の手数料率が適用されます)

以上

12月19日以降の会員規約の抜粋

第三章 カードキャッシング条項

第1条(カードキャッシングの利用方法)

(3) キヤッシングサービスは1回払いの場合も、リボルビング払いの場合も当社が定めた金額までとしますが、1回払いの残高とリボルビング払いの残高の合計額が、当社が定めた金額を超えることはできません。

第2条(カードキャッシングの支払金の支払方法)

(1) カードキャッシングによる融資は1万円単位(ただし、日本国外での場合は当該提携カード会社または当社が指定する現地通貨単位)とし、支払方法は1回払、リボルビング払いのうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。ただし日本国外でのカードキャッシング利用分については、原則として1回払とします。なお、毎月8日までに会員から申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払による支払いを指定することができるものとします。また、振込にて融資を行う場合は、第一章第7条に定める指定口座に振込むものとします。

(2) ①1回払の場合は、利息の実質年率は18.0%(1年を365日とする日割り計算)とし、ご利用日の翌日から支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

②リボルビング払の場合は、利息の実質年率18.0%(1年を365日とする日割り計算)とし、元金金の返済方式は元本定額返済方式(リボルビング方式)とします。

③リボルビング払の毎月の支払元金は、申込時に指定した金額(ただし、支払元金が申告時に指定した金額以下となる場合は残金全額)とします。ご利用後第1回支払金は、ご利用日の翌日から初回支払日までの期間の利息を、第2回以降支払金は支払月前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの期間の利息をそれぞれ毎月の支払元金に加算してお支払いいただきます。

④会員が日本国外で借入れてリボルビング払いに変更した場合は、実質年率18.0%(1年を365日とする日割り計算)の手数料が適用されるものとします。

(3) 会員の申し出があり当社が承認した場合は、リボルビング払の毎月のカードキャッシングの支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加または変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。

(4) 会員は利率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また第一章第19条の規定にかかわらず、当社から利率変更の通知をした時は、変更後の利率が適用されるものと、当社が特に指定したときは、通知をした時におけるカードキャッシングの利用残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第4条(遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは期限の利益喪失日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払債務(元本分)に対し、年20.0%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

※ お持ちのカードの種類によって、規約の章、条、項数が異なる場合がございます。